

○国土交通省告示第九百五十五号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第六十七条第一項ただし書の規定に基づき、ボルトが緩まないように必要な措置を講じたボルト接合によることができる安全上支障がない建築物の基準を次のように定める。

令和六年六月二十五日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

ボルト接合によることができる安全上支障がない建築物の基準を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第六十七条第一項ただし書の国土交通大臣が定める基準は、次に掲げるものとする。

一 鉄骨造の建築物（平成十四年国土交通省告示第四百七十四号に規定する特定畜舎等建築物を除く。）であること。

二 地階を除く階数が三以下であること。

三 高さが十六メートル以下であること。

四 架構を構成する柱の相互の間隔が六メートル以下であること。

五 延べ面積が五百平方メートル以下であること。

六 令第八十二条の二に適合することが確かめられたものであること。この場合において、ボルト

接合を用いる部分の存する階の層間変形角は、平成十九年国土交通省告示第五百九十四号第三号の規定により計算した層間変位に、ボルト孔のずれによって生ずる層間変位を加えたものの当該階の高さに対する割合とすること。ただし、ボルト孔のずれの影響を適切に評価して算出することができる場合には、当該算出によることができる。

附 則

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。